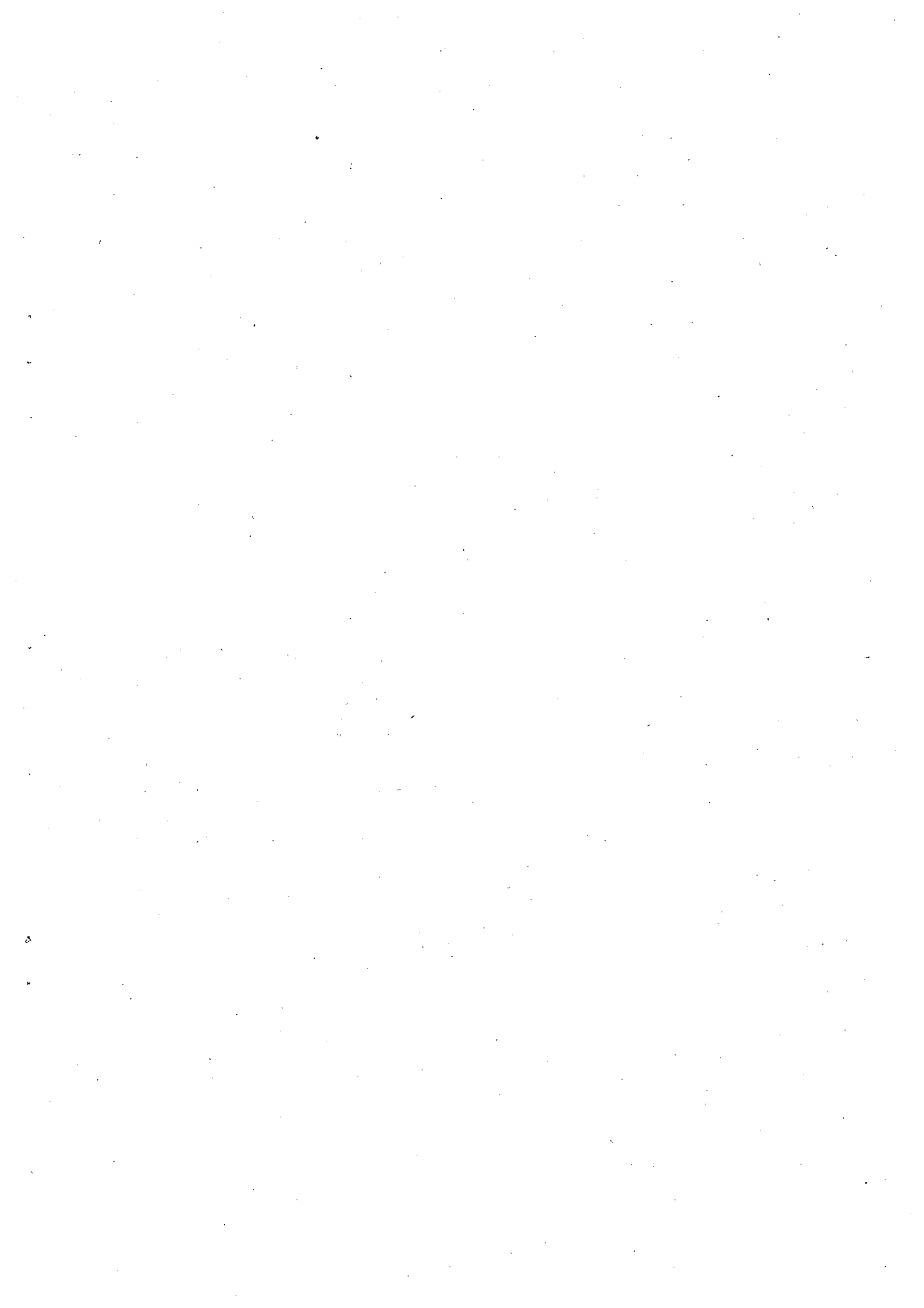


## 「重点課題」及び「施策の方向」への意見

河崎委員	P. 1～
熊谷委員	P. 8～ (事前送付資料への追加分)
熊沢委員	P. 10～
倉茂委員	P. 12～
佐藤(慎)委員	P. 14～
下夷委員	P. 16～
玉淵委員	P. 19～
原田委員	P. 21～
平井委員	P. 23～



- ① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

## 意見

- 誰のために、何のために、従来の計画の構成を変え、「(新)重点課題」を新たに設けるのかが明示されていない。目的も不明確なままに施策を変えることは、これまでの施策に対する市民の定着を妨げるだけではないか。
- 新たに「(新)重点課題」を導入した結果、施策の重点が「(新)重点課題」の実現のみに偏ってしまい、かえって「基本目標」の実現がおぼつかなくなるのではないか。それではこれまでの取組みの成果が無駄になってしまうのではないか。
- 「新プランの枠組み(案)」によれば、「(新)重点課題」を新たに設定するのは、①「仙台市におけるこれまでの取組状況」、②「ヒアリングで出た意見等」、③「近年の社会情勢等」を踏まえてのことだと読める。しかし、それぞれが具体的に何を意味するのかが明らかではないため、なぜ「(新)重点課題」を設けるのかについての根拠が薄弱である。それゆえ、「(新)重点課題」を導入するのであれば、まず、それらについて明確にされる必要があるのではないか。また、それらの状況認識は、市民とも共有されているのだろうか。

## 提案

- 「(新)重点課題」は、目的や状況認識が不明確な「新プランの枠組み(案)」のままでは不要であり、削除すべきである(従来の「重点課題」だけでよい)。
- もし、「基本目標」・「(新)重点課題」という枠組みをあくまで採るのであれば、「(新)重点課題」を新たに設定する目的や、「基本目的」との関係、そしてその背後にある状況認識を明確にすべきである。

- ② ①のように基本目標(現行の「重点課題」にあたる)とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

## 総論

- 本委員としては、上記で述べたように「(新)重点課題」は不要であるとの立場であるが、万が一、「新プランの枠組み(案)」のように「(新)重点課題」を設けるのだとしても、なぜこの3つがとくに「(新)重点課題」として掲げられたのか、その目的と根拠が説明されていない。それゆえ、「(新)重点課題」を策定するにあたっては、まず、上述のように「新プランの枠組み(案)」において示されている①「仙台市におけるこれまでの取組状況」および②「ヒアリング等で出た意見等」の中身を明確にする必要があるだろう。その一助として、①については、第4回審議会で配布された「資料1」(「平

## 〔回答様式〕

成 21 年度 男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕 推進状況報告書（案）〕および「資料 5」（「重点課題ごとの評価及び十分に進まなかった理由）」を、②については、同「資料 2」（「新プラン策定に向けて認識されている課題等）」を、検討するのが有用だと思われる。

- また、「新プランの枠組み（案）」で示された「（新）重点課題」は、より根本的な問題を抱えている。というのも、男女共同参画とは、男性と女性に分けられるとされるあらゆる人びとの参加が不可欠であるにも関わらず、「新プランの枠組み（案）」によれば、「（新）重点課題」から漏れる多数の人びとが存在するからである。「男性」や「子どもと若者」に対する施策を重視する一方で、「女性」（結婚・未婚を問わず）、高齢者や中年の者、妊娠している人や乳幼児、契約・派遣など労働条件の不安定な人や失業者、生活困窮者やホームレス、病気を抱える者、障害者、在日・来日の外国籍の人らにとっての男女共同参画をとくに重視しないという姿勢を、「新プランの枠組み（案）」は仙台市民に示したいのか。ましてや、本プランは、「DV防止基本計画」をも兼ねているのである。これらの点についても、上掲の①および②に関する状況認識を明らかにすべく、「資料 1」と「資料 2」を概観する必要があると考えられる。

### 各論

- まず、①「仙台市におけるこれまでの取組状況」に関していえば、「（新）重点課題」として掲げられるべきものは、取組状況が不十分だった項目だろう。そこで、やや長くなるが、「実施状況」あるいは「計画の達成状況」において、C 評価あるいは c 評価とされたものを、以下に列挙してみる。

#### 重点課題 1 政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進

##### 施策の方向 1 市の審議会等における女性委員登用率の向上

事業の概要 女性の登用率の促進（35%以上）

1. 審議会等における女性委員の割合を増やす
2. 女性委員のいない審議会等をなくす

##### 施策の方向 2 市及び関係団体等における女性の参画の促進

事業の概要 性別にとらわれない能力開発・登用

9. 女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大（業務分担が性によって固定化しないよう働きかけ）
11. 女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大（女性の職域の拡大を図る→ex. 計画的な女性委員の育成、女性職員のいない職への登用など）

事業の概要 男女共同参画の視点を取り入れた研修

16. 男女共同参画推進に配慮した職員研修の実施（研修において男女共同参画の視点を取り入れる）

## 〔回答様式〕

事業の概要 市の関係団体の理事・役員等に対する女性の登用及び働きかけ

18. 市の関係団体に対する男女共同参画取組みの要請（関係団体委員への女性参画の推進）

### 重点課題Ⅱ 男女共同参画に関する教育・学習の推進

施策の方向1 学校・家庭・地域の連携による教育・学習機会の拡充

事業の概要 教職員の人材データベース「学びのための情報資源」に対する男女共同参画の講師情報の提供

25. 教職員の人材データベース「学びのための情報資源」に対する男女共同参画の講師情報の提供

施策の方向5 メディアにおける男女共同参画の尊重

事業の概要 性の商品化問題に対する学習機会の提供、女性の人権を尊重した表現の促進

62. 性の商品化問題についての啓発講座

事業の概要 メディア関係者との懇談会の開催、男女共同参画の広報に関する意見交換

63. メディアにおける男女共同参画の広報に関する意見交換

施策の方向6 男女共同参画推進センターと地域施設との連携による、地域における学習機会の充実

事業の概要 講座の企画担当者に、男女共同参画の視点が活かされるよう支援

77. (財) せんだい男女共同参画財団と市民センターなどとの連携事業の実施

### 重点課題Ⅲ 子育て・介護・地域活動等と仕事との両立の支援

施策の方向2 父親の育児・介護休業取得の促進

事業の概要 育児・介護休業制度の利用状況の調査、企業に対する働きかけ

115. 男女共同参画に関する事業所実態調査の実施（育児・介護休業制度の利用率向上に向けた働きかけ）

施策の方向3 ワークシェアリングなど、多様かつ柔軟な働き方を可能にする方策の検討と普及

事業の概要 多様な働き方を可能にする施策を導入している先進国の調査・研究

120. 多様な働き方を可能にする施策を実施している先進国の調査研究（→再掲 224）

### 重点課題Ⅳ 労働の分野における男女共同参画の推進

施策の方向1 働く女性の能力の向上と就業の支援

事業の概要 起業を目指す人や創業まもない企業経営者に対する総合的支援

204. コミュニティビジネス創業促進支援事業の実施（高齢者、子育て、障害者支援分野に対する支援）

施策の方向2 企業における女性の登用促進など、女性の人材活用に向けた取組の推進

事業の概要 職場における男女共同参画推進を阻害する慣行の洗い出し、解消に向けた働きかけ

211. 職場における男女共同参画推進を阻害する慣行の洗い出し、解消に向けた働きかけ

## 〔回答様式〕

### 施策の方向3 企業における男女共同参画推進の取組への動機づけとなるような優遇措置等の検討

事業の概要 企業における男女共同参画推進を進めるための、優遇措置等のあり方の検討

219. 企業における男女共同参画推進を進めるための、優遇措置等のあり方の検討

事業の概要 育児・介護のための勤務時間短縮や休業制度の積極的な周知など、両立支援に取り組む企業に対する検証制度の調査・検討

220. 両立支援に積極的に取り組む企業に対する調査検討

### 施策の方向5 農業・商工業等の自営業に従事する女性の労働条件の向上

事業の概要 農業に意欲的に取り組む女性が増えるよう、啓発やアドバイスを行う

228. 農業に従事する女性に対する啓発やアドバイス

事業の概要 自営業に従事する女性に対するスキルアップ支援

229. 自営業に従事する女性に対するスキルアップ支援の実施

事業の概要 関係団体との連携に基づく、自営業従事者に対する男女共同参画のための啓発活動や情報提供

230. 自営業従事者に対する男女共同参画のための啓発活動や情報提供

## 重点課題V 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

### 施策の方向1 緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援の拡充

事業の概要 被害の把握と適切な支援のために相談窓口の周知を図り、関係機関や地域住民との連携強化に努める

234. 女性に対する暴力の防止に向けた地域における研修会の実施 (→再掲 268)

事業の概要 宮城県による一時保護措置と結び付けるための支援、市の施設を利用した独自の一時保護事業の実施、一時保護措置までの被害者の安全確保

241. 被害者支援マニュアルの充実 (→再掲 259)

事業の概要 被害者の緊急一時保護施設退所後の自立支援を行う中間支援施設のあり方の検討

246. 中間支援施設のあり方の検討

### 施策の方向3 警察等関係機関との連携の強化

事業の概要 被害者支援のために、関係課、警察、(社)みやぎ被害者支援センター等との連携を強化する

267. 関係機関による連携組織の設置

### 施策の方向4 女性に対する暴力の根絶についての認識を深めるための教育・啓発

事業の概要 講演会の開催や講師派遣など、女性に対する暴力の防止に向けた取組の推進

273. DV被害者支援担当連絡会における研修の実施

事業の概要 暴力加害者の更正に向けた施策のあり方の検討

278. 暴力加害者の更正に向けた施策のあり方の検討

## 重点課題VI 市民活動・企業との連携

## 〔回答様式〕

### 施策の方向1 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充

事業の概要 海外の女性問題関連情報の収集・提供、国際的な女性会議への参加や国際交流の支援、国際的な女性運動との連携

293. 男女共同参画推進事業助成（国際研修・交流部門）

### 施策の方向3 外国籍女性の生活への支援

事業の概要 外国籍女性に対する子育て支援に関する情報の分かりやすい提供

307. 仙台市子育てインフォメーション「のびすく」による情報提供（外国語によるHP上での情報提供）

-----

以上、「資料1」を概観したかぎりでは、①「仙台市におけるこれまでの取組状況」と「新プランの枠組み（案）」で示された「（新）重点課題」とは、ただ1項目（「基本目標Ⅲ」の「施策の方向②」、「父親の育児・介護休業取得の促進」）が重なるのみである。もし「（新）重点課題」を新たに設けるのであれば、少なくとも上記の「資料1」から読み取れる①「仙台市におけるこれまでの取組状況」を、項目として盛り込む必要があるだろう。

○また、②「ヒアリング等で出た意見等」を理解するために「資料2」をみても、「新プランの枠組み（案）」の「（新）重点課題」と大きく重なるのは、既述の「父親の育児・介護休業取得の促進」くらいである。むしろ、実際に出された意見の多くは、「資料1」でみた上掲の各項目と符号する。やはり、「（新）重点課題」には、上述のような項目が掲げられるべきなのである。

○これまでの検討から分かるのは、「新プランの枠組み（案）」で書かれた「（新）重点課題」が、「仙台市におけるこれまでの取組状況」および「ヒアリング等で出た意見等」を重視して策定されたとの外観にも関わらず、ほとんどそれらに基づいていないように見えることである。これでは、「新プランの枠組み（案）」は会長の個人的思い入れに基づいた、一定の恣意性を基盤としたものだとして批判されても仕方がないだろう。このような批判を招かないためにも、「新プランの枠組み（案）」が前提としている状況認識が明確に示されるべきであると考えます。

### 結論

○これまでの主張を要約するとこうなる。もし「新プランの枠組み（案）」で示されたように「（新）重点課題」を新たに設けるのであれば、それは、「1 女性にとっての男女共同参画」、「2 男性にとっての男女共同参画」、「3 地域にとっての男女共同参画」の三本柱となるだろう。

まず「1 女性にとっての男女共同参画」には、「資料1」および「資料2」、「資料5」で不十分だとされたほとんどの項目が「施策の方向」として入ることになる。それらは4つにまとめることができる。すなわち、①市およびその審議会、関係諸団体等に

## 〔回答様式〕

における女性の多角的な参画の推進、②企業における女性の登用促進や能力開発に対する総合的支援、③女性の育児・介護と就業との両立支援、④女性に対する暴力の根絶と被害者支援（DV防止基本計画）、以上の4つである。

また「2 男性にとっての男女共同参画」には、その「施策の方向」として、「新プランの枠組み（案）」が掲げた①「父親の育児・介護休業取得の促進」のほか、②男性の育児・介護と就業との両立支援が挙げられる。

さらに「3 地域にとっての男女共同参画」においては、①学校・家庭・地域・メディア等における女性の人権を尊重した表現の促進、②企業における男女共同参画を進めるような措置の検討・実施、③男女共同参画に対する国内外の市民活動に対する支援、④外国籍女性に対する子育て支援の拡充が「施策の方向」として重視されるべきである。

### ③ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

#### 意見

○「計画の柱の内容については大きく変更する必要は感じない」（前回意見照会資料・高橋メモ）というのが当審議会における基本的立場・認識であったはずが、「新プランの枠組み（案）」においては、「施策の方向」として新たに8項目が付加されている（Ⅱ③⑤⑥⑦、Ⅲ⑥⑦、Ⅵ①②③）。これはどのような新たな状況認識に基づいたものなのか、説明されていない。

○なかでも、以下の改変は極めて問題である。

(a)Ⅱ⑤及び⑥は、「子供」や「若者」「大学生等の若者」といった用語の意義が不明確であり、誰を施策の対象としているのかがより分かりにくくなってしまっている。

(b)Ⅲ⑥「男性の地域活動への参加の促進」は、従来の重点課題Ⅲ⑥「男性も参加しやすい地域活動の推進」を改変したものであるが、両者が意味するものは大きく異なっている。というのも、従来の重点課題Ⅲ⑥における「男性も」という表現には女性の参加も想定されているが、「新プランの枠組み（案）」が掲げるⅢ⑥の「男性の」という表記には女性の参加が前提とされていないからである。ここでは、男女共同参画基本法に対する附帯決議（平成11年5月21日 参議院総務委員会）において、特に女子差別撤廃条約を例示して、国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるべきとされたことの意味をよく考えてみるべきではないだろうか。

#### 提案

○「新プランの枠組み（案）」で新たに付加されている8項目については、これが依拠する状況認識が説明されない限りは、削除すべきである。



## 〔回答様式〕

○また、新たに追加すべき項目については、特定の施策や主体を偏重するよりも、むしろ、過去の計画に基づいて得られた一定の成果をさらに積極的に進める姿勢のもとに、これまでは看過されていたより広範な問題領域に目を向けるべきであるとする。その際には、男女共同参画基本法の理念や附帯決議の内容に基づき、国際的感覚も重要となろう。より具体的には、例えば以下のような項目が考えられる。

- (a) 各種審議会における会長職への積極的な女性登用（「基本目標Ⅰ」）
- (b) 教育の機会における男女平等を促進するために、学校教育の共学化の徹底（「基本目標Ⅱ」）
- (c) 女性差別撤廃条約における「アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠である」との認識に基づいた、
  - ・男女の枠組みを超えたより一般的な人権教育・平和教育の推進（「基本目標Ⅱ」）
  - ・地域における障害者や外国人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に向けた措置の推進（「基本目標Ⅱ」・「基本目標Ⅴ」・「基本目標Ⅵ」）
- (d) 多様な子育てスタイルがあることに配慮した、支援策の拡充。例えば、おじいちゃん・おばあちゃんの子育て講座など。（「基本目標Ⅲ」）
- (e) あらゆる世代の女性についての就職活動の支援策の充実（「基本目標Ⅳ」）
- (f) 性の商品化問題についての教育及び状況改善のための具体的な対策（「基本目標Ⅴ」）
- (g) 女性が抱える問題についての自助グループや NPO 等の市民活動とのネットワーク形成・拡充（「基本目標Ⅵ」）  
など。

以上

- ① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

わかりやすくなると思いますので賛成です。

そこで、「基本目標」－「重点課題」と表記した場合に、即座に広く市民が理解できる表記になるかどうかと考えました。「目標」－「重点課題」とすると平易で受け止めやすくなるのではないのでしょうか。

- ② ①のように基本目標（現行の「重点課題」にあたる）とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

①「〇〇についての～」という限定するような表現は「重点課題」の表現としては控えたほうがよいのではないかと思います。「重点課題」で限定した表現にするとプラン全体を偏った内容と受け止められてしまう可能性があると考えます。

（個人的にさいたま市の「女と男」と書いて「ヒトとヒト」と読ませていることにハッとさせられました。男女共同参画の最も伝えたいことではないかと。）

②「(基本) 目標」では、大きな枠組みでの表現とし、「重点課題」で具体的項目を挙げ、「施策の方向」でより具体的表現で取り上げていく。

「重点課題」は、ヒヤリングや評価結果等を踏まえると、

1. 行政の取り組み加速化および推進（政策推進・市民活動との連携）
2. 労働と生活（ワークライフバランス・子育て・防災・教育）
3. 企業の取り組み推進（企業への働きかけ→育児、介護等休暇推奨、人事等）
4. DV

に項目立てできるのではないかと考えます。

## 〔回答様式〕

③人として生きやすい・住みやすい男女共同参画の都市、仙台にむけて、男女共同参画について理解をもとめていくことだけでなく、理解しやすいようにアピールすること、伝え方が大切だと考えます。何より広く市民に伝え、「我がこと」であると気づけるような表現。「男女共同参画」という言葉は知っているけれど自分には関係ないこと、どんなことか分からない、という印象をもたれていることが多いです。具体的には「言葉が難しい。女性が男性と同じように働くこと。女性のためのもの。よくわからない。」という理解のされ方です。そういった視点から考えると、目標や重点課題は大きな項目になるので目につきやすい。だからこそ受け止めやすい表記が大切ではないかと思います。現行のものは難しく「分かる人用」という気がします。

④「男女共同参画についての理解促進」ということを項目立てできないでしょうか。

③ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

① 「重点課題」の内容によってから考えられる部分だと思います。

② 項目的には、現行を活かしてもいいのではないかと考えます。

どういう姿勢で、どんな取り組みをするのかで活かされてくると思います。現状は、この「施策の方向」と「男女共同参画」が一致した受け止め方をされて各事業の取り組みがなされているのか疑問に思っています。

- ① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

基本的に、あらたな形で「重点課題」を設けることに賛成です（反対ではありません）。今回の計画は有期の計画ですので、この期間でとくに重点的に取り組むべき課題として「重点課題」を設定してもいいと思います。また、従来の「重点課題」は、つねに推進しようとするべきもの（ある数値をクリアすれば終わりというものではない）と思います。「基本目標」のほうが、言葉としてふさわしいように思いました。

しかし、その場合、「重点課題」だけが取り組まればよいということではない、ことを明確にする必要もあると思いました。そのためには、外部評価の仕方にも工夫が必要になると思います。また、「重要課題」をなるべく多くの「基本目標」（のもとにある「施策の方向」）に関わるかたちで設定することが望ましいようにも思いました。

- ② ①のように基本目標（現行の「重点課題」にあたる）とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

現在提案されている項目は、どれも重要であると思います。しかし、「男性にとって」「子どもと若者にとって」というような、対象者を絞る表現はあまり望ましくないのではないかと思います。女性や高齢者など、ここには明らかに含まれない人たちは、あまりいい印象をもたないのではないのでしょうか。すべての人を含めようとする「重点」ではなくなってしまうでしょうし、現実的にすべての人を含むような表現は難しい（たとえば、「男性」「女性」・・・「性同一性障害」の方は？）ようにも思いました。

「1 防災と地域づくりにおける・・・」のように、「場」や「場面」で表現することは難しいでしょうか。たとえば、「3 子どもと若者・・・」は教育についての「重点課題」（具体的な表現が浮かばなくて申し訳ありません）にするなど、です。そうすることで、個々人がそれぞれの立場からそれぞれの関わり方を考えることができるように思いました。

〔回答様式〕

③ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

「Ⅰ 政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進」に「①市の審議会等における女性委員登用率の向上」とあるように、「女性のーの促進」ではなく、「男女のバランスをとる」ような、男女双方に関わるような表現に変えた方がいいのではないのでしょうか。

同様に、「Ⅲ 子育て・介護・地域活動等と仕事との両立の支援」に「①男性の家事・育児・介護等への参加の促進」とあるように、「男性のーの促進」も、「男女がともに関わる」のような表現に変えた方がいいのではないのでしょうか。

現状では「女性のー」「男性のー」の方向性が必要なことは事実であると思います。しかし、すべての審議会や家庭などがそうではないでしょうし、最終的な目標は、男女のバランスをとることや、男女がともに関わることではないかと思います。男女双方が当事者であるということを表すためにも、できるだけ「男女のー」にした方がいいように思いました。

「女性のー」「男性のー」は、（あらためて「重点課題」を設けるとしての話ですが）より現実的な課題として、「重点課題」の「施策の方向」に入れるのはいかがでしょうか。

- ① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

5年間の重点的取り組み事項を絞り込み、明示という方針に賛成です。

「基本目標」＝仙台市が永続的に取り組んで達成すべきもの

「重点課題」＝社会情勢や市民のニーズを反映して優先的に取り組むテーマという関係が示せれば分かりやすくなります。

留意すべきは、現在の重点課題自体が「計画期限内に取り組むべき主な課題」として整理された結果であったということです（男女共同参画せんだいプラン冊子より）。

6つの重点課題をそのまま永続的な目標と置き換えが可能なのかどうかは一度議論する必要があると思います。

- ② ①のように基本目標（現行の「重点課題」にあたる）とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

冷静に眺めると、『自分への関わり』を感じられる市民がどれだけいるかな」とやや心配になりました。

というのも、

[男性にとっての男女共同参画]…男性が主体

[子どもと若者にとっての男女共同参画]…子ども・若者と子を持つ親が主体

[防災と地域づくり]…全市民が主体となりますが、「防災」における男女共同参画をどう進めていくのかがいま一つ見えてきません。

個人的には職場（労働現場）の取り組みの推進が欠かせないと思います。男性の家事・育児参加や育児休業取得については企業の理解と社内改善が必要です。

- ・ワークライフバランスの推進や育休・産休・介護休暇の取得推進(男女問わず)
  - ・男女均等の就業機会、能力開発と昇進昇格、正社員登用(自立できる環境づくり)
- などが一例です。

〔回答様式〕

③ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

基本目標の「施策の方向」を抜粋した形になっていますが、「（重点課題を達成するための）アクションプラン」という表現にし、方向をもう一段階具体的に落とし込んだものにしてはいかがでしょうか。

- ① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

私自身は従来の方法も、委員長提案もあり得る方法だと考えています。

男女共同参画社会基本法では、5つの基本理念が制定されており、地方公共団体の責務として施策に取り組むこと、地域の特性を活かした施策を展開することが位置づけられています。仙台市では計画の基本理念として男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、計画の重点課題が制定されるというフレームをなしています。

こうしたフレームに対し、しっかりした基本目標や方針を据え、重点課題を位置づけている計画方法もあります。今回は、施策の達成のための骨格づくりという点で委員長提案を理解しました。

- ② ①のように基本目標（現行の「重点課題」にあたる）とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

□基本目標—重点課題 とした場合

基本目標については、連続性を重視して10年以上の中長期的な視野から捉えた時に、揺るぎない目標となるもの、例えば男女共同参画社会基本法の基本理念（5つの柱）あるいは条例の4つの基本理念に近づくための目標といった位置づけが必要に思います。もう一方で重点課題は基本目標を達成するための3～7年程度の中期的な課題として数値的な評価、あるいは定性的ではあるが評価対象となり得るものに整理されてくると良いのではないのでしょうか。重点課題は中期的に見直し、その時々課題に合わせて再設定、追加、拡大、変更、縮小、削除、廃止等が行われるものと位置づけられると分かりやすいように思います。



〔回答様式〕

③ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

ここでは、気になる表現について修正案を記しておきます。

基本目標Ⅴ 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

→ 男女共同参画を妨げるあらゆる暴力の根絶と被害者支援

重点課題1 防災と地域づくりにおける男女共同参画の推進

→ 日常時、非日常時の地域づくりにおける男女共同参画の推進

施策の方向 追加： ③ ‘男女共同参画の視点からの帰宅困難時の企業・地域活動との連携

重点課題2 男性にとっての男女共同参画の推進

→ 家庭・福祉分野における男女共同参画の推進

重点課題3 子どもと若者にとっての男女共同参画の推進

→ 成長に合わせた教育・体験活動を通しての男女共同参画の推進

- ① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

前回の回答にも記したとおり、「基本目標—重点課題」とすることで良いと思う。これまですすめてきたことは、もちろん今後もすすめていくこととし、その上でさらにいくつかの項目を重点課題として後押しすることで、これまでよりもう一步、前にすすめることができるのではないか、と期待する。

施策の多くは、男女共同参画課以外の部署が担当するものである。各部署にはこれまでも男女共同参画の視点も含めて、それぞれの施策をすすめていただいているわけだが、現行のように大変多くの施策が重要課題にあがっている現状では、各部署にとってもそのことの意味が十分認識されない、あるいは、活用されないのではないかと。「基本目標—重点課題」の構成により、重点化した課題という形をとることで、各部署にとっても、施策をすすめるうえでの後ろ盾を与えることができればと思う。「男女共同参画の重点課題になっている以上、この施策には人とお金をつけなくてはなりません」という資源投入の後押しができれば、と思う。

個人的には「基本目標—重点課題」という構成でやってみてはどうか、と思うが、むしろそうすることで施策の後退が懸念されるという見方もあろうし、また、何を重点課題とするかについて合意が得られないことも考えられる。その際には、新計画もこれまで通りの構成とすることになるのかと思うが、そうなった場合には、すすめ方において重点化を図る工夫をしてはどうか、と思う。たとえば、5年間のうち、1年目は課題○、二年目は課題○・・・という形で、年ごとにある課題に力を入れ、その成果を評価・検証していけば、5年間すべてを同レベルに置いたままですすめるよりも、進展が期待できるのではないかと。

いずれにせよ、これまでと同様のペースでしかすすまないようでは良くない、と強く思う。少しでもペースをあげて前進させられるような工夫をする必要があると思う。

- ② ①のように基本目標（現行の「重点課題」にあたる）とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

女性の問題が重点課題から、隠れた形になることには懸念がある。その点については、前回の回答で述べたとおりである。

## 〔回答様式〕

「防災と地域づくりにおける」については、その趣旨は、地域の課題解決を通じた男女共同参画の実現、ということだと思ふ。それは非常に実効的であり意義があると思ふ。とくに防災は、老若男女にとって、また、どのような立場の個人・団体にとっても重要で、ないがしろにできない問題である。しかも、宮城県沖地震予知という状況下、仙台市民の誰にとっても、防災は喫緊の課題である。そう考えると、防災から手始めに、地域の足元から男女共同参画に取り組むことは有益だと思ふ。

ただ、このように「防災と地域づくり」を打ち出すことには不安もある。かなり限定したイメージがもたれやすいように思ふ。これがたとえば、「地域における男女共同参画」という表現であれば、インパクトは弱いが、地域での介護にかかわる取り組みなども入れやすい。介護に関するヒアリングでは、貧困・低所得層の単身高齢女性や家族介護者の中高年男性が、家に引きこもりがちである（つまり、地域で孤立している）ことの問題が指摘された。こうした方々が地域で参加できるようなサービスが必要、という趣旨のお話をうかがった。自治体は、このような介護保険外の地域サービスを男女共同参画の観点からも、すすめていく必要があると思ふ（サービスの提供主体は多様であつて良いが）。重要課題にはこのような施策も取り込みやすい形にしたほうが良いかもしれない。

「男性にとっての男女共同参画」は重要であり、すすめるべきだと思ふが、配布された新プランのイメージ図などで目を見ると、このままでよいか、疑問に思ふ。

これまでの審議会やヒアリングを通して、女性が社会的にも経済的にもきわめて不利な立場にあることを再認識した。結局、女性も男性も「就労か子育ての二者択一」となっている現状を変えなくては、女性の問題状況の改善は見込めないと思ふ。そのような立場から、男性にとっての男女共同参画を課題とすることは、考え方としては賛成である。ただ、イメージ図の形でみると、「男性にとっての男女共同参画」という文言では、それが女性の問題解決のために必要ということが伝わらない。その点は非常に憂慮される。よって、「男性にとっての」という課題は、男女がどちらも「就労か子育ての二者択一」という状態を解消するという意味から、「男女ともにワーク・ライフ・バランスをすすめる」という旨のものに変更したほうが良いのではないかと思ふ（ワーク・ライフ・バランスというと、やや弱い印象を与えるように思ふが、ほかに良い言葉が見いだせない）。

「子どもと若者にとって」については、入れたほうが良いと思ふ。繰り返しになるが、審議会を通して、問題の深さを痛感した。また、いろいろな問題について、「予防」が必要だということも学んだ。それで、いってみれば「予防」の観点から、これから社会に出る若い世代や子どもたちには、早くから、男女共同参画を当たり前のこととして、認

## 〔回答様式〕

識し、体得してほしいと思う。将来、問題解消のためのコストを要することがないように、いまのうちに未来を見据えて、子どもや若者に対しては、十分な取り組みをすべきだと思う。

DVについて、重要課題に入れることを是非検討してほしい。DVについては、新たに章を設けるのではなく、これまでどおりの形で残すことになったが、新プランを「基本目標－重要課題」という構成にするのであれば、DV防止は重要課題に掲げるべきだと思う。DVは基本理念である「人権」にかかわる重大な問題である。この5年間で最大の力点をおいて取り組むべき、まさに重要課題だと思う。

### ③ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

この点については、前回の回答で記したとおりである。なお、前回の回答で「地域での孤立をなくす働きかけ」と記した点について、意見を付け加えておきたい。

介護にかかわる問題や貧困・低所得者の問題も、性別によってもたらされる不利と無関係ではない。こうした問題に対して、国と自治体がどのような役割分担で対処するかは課題だと思うが、少なくとも、自治体はこれらの困難を抱える人々が、地域とつながり、日々の暮らしに希望が感じられるよう、努力すべきだと思う。自治体として、こうした方々の問題に取り組んでいる市民団体等を積極的に支援することもそのひとつだと思う。

① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

- ・「重点課題」を「基本目標」とすることには賛成。また、その中で重点目標・重点課題を設けて取り組むことにも賛成。
- ・その表記や表現については、別に設けるのではなく、基本目標に「重点」と表記することも検討すべき。

② ①のように基本目標（現行の「重点課題」にあたる）とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

- ・提案のように別に「重点課題」を設けるにせよ、「基本目標」の中に「重点」と表記するにせよ、次の内容に力を注いでいくことが望まれる。
  - ① 女性の社会進出の推進
    - ・子育て環境の整備（保育所，児童館の整備・拡充）
    - ・子育て（に生かせる）制度の普及・啓発
  - ② 企業等への男女共同参画，子育て環境整備の普及・啓発
    - ・各種制度の浸透，普及・啓発
    - ・性差を問わず，能力ある人材の活用促進
  - ③ 非暴力社会の実現
    - ・DV，特に男性から女性への暴力の根絶
    - ・被害者（や家族）への支援
- ・防災における男女共同参画は，現在各地域で防災計画を策定・見直ししている状態であることを考えると，その段階で男女共同参画や女性の視点を盛り込むことができるので有効だと思われる反面，評価と結びつけるとなると難しい面もあると思う。
- ・社会制度の整備，普及・啓発はどんどん推進できるが，個人の生活や地域づくりとなると，限度と壁が大きい。仙台市民の家庭生活や地域での生活について，男女共同参画

## 〔回答様式〕

の視点に沿ったデータがないのが問題。検証、評価というならば、現在の市民の意識や状態を客観的かつ合理的（男女、年齢、職業等）に把握し、5年後に企画しなければならぬと考える。

・若者のどんなところに課題があるのか、それは他の年代とどう違うのか、現在の教育のどこに問題があるのか、の検討がなされないまま、子どもや若者にとっての男女共同参画が重点とされることには疑義を感じる。前のアンケートにも書いたが、今の若者よりもっと上の段階に問題があり、その根源には長い歴史がある。それが自然な形で徐々に変わってきている。大人の社会や企業等への働きかけが難しいから若い世代にというのはいかがなものかと思う。

### ④ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

・前回の審議会で、会長から「企業への働きかけは（これ以上）難しい」旨の発言があったが、まだまだ制度の普及・啓発等、行うべきこと、行える余地はあると思う。

例えば、異例だろうが、行政（市）は今ま経営者側へ働きかけてきたものを、労働者側（組合）へも働きかけることもできると思う。

・②で述べたもののうち、「女性の社会進出の推進」は基本目標にしてもよいくらい大きなテーマであると思う。また、保育所、児童館の整備促進や各種制度の普及・啓発も明文化してほしい。

・審議会（答申）の在り方について

全会一致が原則だろうが、前回のように意見が分かれ、論議を尽くしても一致を見ない場合、「こういう意見もあった」という少数意見併記は考えられないのか。

私の認識が足りないのだと思うが、審議会は、方向性を審議するのか、実際の施策の詳細まで策定するのか、今一度確認してほしい。

- ① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

新プランの枠組み（案）を拝見させていただきましたが、違和感はありません。

- ② ①のように基本目標（現行の「重点課題」にあたる）とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

市民の関心が高いと思われる、「待機児童問題の解消を目指す対策」をどのように位置づける議論が必要。

〔回答様式〕

③ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

②に同じ



- ① 現行の「重点課題」を「基本目標」という表現にして、これとは別に「重点課題」を新たに設けるか、否か についてのご意見

現行の「重点課題」の表現変更は、現在特段の急務の理由がない。しかし、変更する意味を見出すとするならば、相違している他政令指定都市の体系と仙台市の体系の表現方法を統一させる事だろう。他都市の表現方法に仙台市が合わせようとするならば変更も有意義であるが、大阪市が「課題」だったり 静岡市、浜松市が「基本的施策」だったりしている。全体として「基本」や「目標」が使われているものが多いが、だからと言って統一感があるようには思われぬ。何よりこれまで「重点課題」と云う表現で親しんできたものを変更する事によって、市民に戸惑いはないかと思う。そして変更した場合、市民に変更の経緯をどのように説明すれば良いのか。

しかし、もし「重点課題」の表現変更をしなければならないのであれば、仙台市独自の表現を考え アピールしたらどうか。

明るい 分かり易い 「未来への目標」(目標という言葉がついている点で統一的)は如何か。

「重点課題」を新たに設ける事については 「特にこの項目を強調する」という意味で「重点課題」を設けると よりアピールするであろう。

- ② ①のように基本目標(現行の「重点課題」にあたる)とは別に、新たに「重点課題」を設けた場合、それはどのような内容とするのかについてのご意見

会長案によれば、1～3の項目毎に対象が 1地域 2男性 3子どもと若者 と分けられる。女性に関しては「DV防止基本計画」で特化するとしても、政策形成や意思決定の場における共同参画や労働の分野における共同参画の推進のように、社会の根本で男女が正に共同する項目を抜かす事はできない。仙台市におけるこれまでの取組状況や近年の社会情勢等を踏まえるのであれば、なお取り組んでいかなければならない。また 現行のまま「重点課題」を残すのであれば この区分は「重要視点」ではどうであろうか。

〔回答様式〕

③ 「施策の方向」についてのご意見（修正・追加すべきもの、削除すべきものなど）

特になし。